

全労金2021春季生活闘争ニュース・第8号

【全労金2021春季生活闘争統一スローガン】
今こそ全国の仲間と思いをひとつに！心は密に団結を！

各単組の要求概要を共有し 全単組で「統一闘争」を力強く展開しよう！

今号も引き続き、各単組の要求概要を紹介します。

すべての要求実現に向けて、全労金組織全体で「統一闘争」を展開し、要求実現の大きな力に繋げていきましょう。

最低賃金

◎要求する単組 1 単組／中国(関連)

中国(関連)：最低賃金を時間額 1,000円、日額 7,330円、月額 154,000円とすることを求める。

職場環境の整備

《嘱託等労働者（有期雇用）の私傷病欠勤・休職制度の改善（正職員と同一の制度化）》

◎要求する単組 2 単組／中央・北陸

《育児に伴う所定労働時間の短縮措置の拡充》

◎要求する単組 4 単組／中央・新潟・東海・沖縄

小学校卒業まで：中央・新潟・沖縄

小学校3年生まで：東海

《ジョブリターン制度・年休積立制度の制度構築・改善》

◎要求する単組 1 単組／北海道

北海道：ジョブリターン制度の新設

年休積立制度の積立休暇の使途に「更年期障害に係る症状」を追加

《その他改善課題》

◎要求する単組 3 単組／東海(関連)・九州(関連)・沖縄

- 東海(関連)：生理休暇について、毎潮2日の有給付与
結婚休暇について、7日(営業日)の有給付与
忌引休暇について、3～8日(暦日)の有給付与
- 九州(関連)：中退共への掛金月額2,000円の加算(1～29年目)
嘱託社員の退職慰労金支給額の改善(勤続3年で3万円、以降1年ごとに3万円を加算)
- 沖縄：子ども手当の改善
○子一人につき月額6,000円へ増額(現行5,000円)
○支給対象者の範囲を「就学等の場合に限り、満22歳到達年度の3月末までの子」に拡充(現行は「満18歳到達年度の3月末までの子」)

◎申し入れする単組 2単組／中央(金庫・関連)・セントラル

- 中央(金庫)：正職員・エリア限定正職員・有期契約職員に係る人事・賃金制度の見直しに向けた協議の開始
- 中央(関連)：安定雇用の実現、働き方改革関連法への対応として、金庫と同等または平仄を合わせた労働条件の整備
- セントラル：若年層職員に対する住宅手当の整備に向けた協議の実施

「職場環境の整備」では、各単組で職場実態を踏まえた改善すべき課題について、要求を掲げる、または、申し入れを実施しています。

2020春季生活闘争までの取り組みにより、「嘱託等労働者(有期雇用)の私傷病欠勤・休職制度」については、10単組(北海道・東北・新潟・長野・静岡・近畿・四国・九州・沖縄・セントラル)で正職員と同一の制度化を実現しています。

「育児に伴う所定労働時間の短縮措置」の取得範囲については、小学校3年生までが8単組(北海道・中央・長野(一部条件あり)・静岡・近畿・九州・沖縄・セントラル)、小学校2年生までが1単組(新潟)、小学校1年生までが3単組(北陸・中国・四国)となっています。なお、全労金における最終到達目標については、2020春季生活闘争の際に「小学校卒業まで」をめざす考えを示しています。

「ジョブリターン制度」については、13単組(東北・中央・新潟・長野・静岡・北陸・東海・近畿・中国・四国・九州・沖縄・セントラル)で制度導入を実現しています。

※ 次号は3月4日(木)に配信予定です。

※全労金HP (<http://www.zenrokin.or.jp/>) もご覧ください!

以上

【全労金2021春季生活闘争統一スローガン】
今こそ全国の仲間と思いをひとつに！心は密に団結を！